

第5回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月20日（月）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条買受適格者証明願について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第6号 非農地証明願について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
13番 鈴木 賢一	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 農業委員会事務局長 伊藤 甲文
 - (2) 農地振興係長 生田目 友理子
 - (3) 農地調整係長 金山 和弘
 - (4) 農地調整係副主幹 松本 武久
 - (5) 農政課農政係主事 宮澤 拓巳
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（4番）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第5回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、7番植竹委員、8番笹沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (金山 和弘) <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

議案第1号「農地利用集積計画について」を上程いたします。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (宮澤 拓巳) <総会資料説明 5～14ページ>

農地中間管理機構特例事業 2件

利用権設定促進事業 29件

議長 (荒井 一夫) 本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

はじめに、利用権設定等促進事業、申請番号11-19から11-21について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、秋本委員は退室願います。

<秋本 則夫委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業の申請番号11-19から11-21について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。

<秋本則夫委員入室>

議長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<阿見 芳委員挙手>

阿見 芳委員 申請番号11-27番、11-28番について伺います。

借受人の農地の利用状況について、農地パトロールや近隣住民に聞き取りを行いました。本案件の農地について耕作している様子がありません。土手の草刈りなども行わず、何もしていない状況です。本案件のほかにも借用している農地についても管理を怠っており、荒れ放題となっております。

農地を適正に管理できない方に許可・決定してよいものなののでしょうか。今回は委員の皆様と協議していただいて、本案件の12月の賃借の始期までに私を含め貸付人及び借受人と協議する機会を設けて、方向性を決定したいと考えております。

また、農業公社では、利用権設定をする際に両者の確認をどこまで行うのでしょうか、併せて伺います。

議長（荒井 一夫） まず、事務局の意見をお願いします。その後、皆様のご意見をお願いします。

事務局（宮澤 拓巳） 申請番号11-27番、11-28番につきましては、本人への意向確認や状況確認が必要かと思われまますので、議案第1号より外していただき、保留としていただければと思います。

農業公社では、利用権設定の申し出があった際、借主・貸主の双方合意のもとに提出したのものとして、受付を拒否できる権限はないとの見解です。

議長（荒井 一夫） 阿見委員からの状況報告と事務局説明を勘案し、委員の皆様から意見を頂戴したいと思えます。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 利用状況について伺います。10ヘクタール程度、借入しているようですが全く耕作していないのでしょうか。

<阿見 芳委員挙手>

阿見 芳委員 全部の農地を耕作していない訳ではありません。自宅付近の農地については、年一回程度、草刈りを実施しているようです。

作付け状況を見ても、田植えを6月や7月に行っている状況が続いております。自宅から少し離れた農地や山間部に借りている農地については、7月に田植えを行い、稲刈りはしない。放置された田んぼには草が生え、そこからまた、稲が生えてくる状況が2年続いています。近隣住民も当然に耕作放棄地になるだろうと懸念しております。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 分かりました。阿見委員の状況内容を踏まえ、私は保留が良いと思えます。

<秋本 則夫委員挙手>

秋本 則夫委員 私も保留でよろしいかと思えますが、少しお伺いします。

この方は認定農業者ですか。何歳くらいでしょうか。農業を生業としているのでしょうか。

<阿見 芳委員挙手>

阿見 芳委員 認定農業者であり、63歳くらいです。勤めてはならず、農業で生計を立てています。

議 長 (荒井 一夫) そのほか意見は、ございますか。阿見委員は、地元農業委員として受人と協議をしていただきますよう、お願いします。

本案件については、次回の総会を目途に再度、議案として提出することとして、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業の申請番号11-19から11-21以外の議案第1号について、原案のとおり決定することとし、申請番号11-27、11-28については保留とし、次回総会審議することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 22 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員 (渡邊 和子) 議案第2号、農地法第3条買受適格証明願について報告いたします。令和5年11月15日、現地調査班4班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討した結果、証明することに問題ないと思われれます。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上

程します。申請件数は9件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明 23～26 ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

申請番号42番、浅香4丁目地内については、許可することに問題ないと思われま

す。申請番号43番、佐良土地内についても許可することに問題ないと思われ

ます。申請番号44番、佐良土地内についても許可することに問題ないと思われ

ます。申請番号45番、北野上地内についても許可することに問題ないと思われ

ます。申請番号46番、北大和久地内についても許可することに問題ないと思われ

ます。申請番号47番、鹿畑地内についても許可することに問題ないと思われ

ます。申請番号48番、若松町地内についても許可することに問題ないと思われ

ます。申請番号49番、若松町地内についても許可することに問題ないと思われ

ます。申請番号50番、元町1丁目地内についても許可することに問題ないと思われ

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりました。

本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

はじめに、申請番号48から50について、2番越沼委員が議事参与に該当いたします。つきましては、越沼委員は退室願います。

<越沼 良委員退室>

議長（荒井 一夫） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

質疑がないようですので、採決いたします。申請番号48から50について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

全委員賛成と認めます。

申請番号48から50については、原案のとおり許可することといたします。

審議終了により2番越沼委員の入室を認めます。

<越沼 良委員入室>

議長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第3号の申請番号42番を除く残りの5件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<相馬 和恵委員挙手>

相馬 和恵委員 申請番号43番、44番について、申請理由をご教示ください。「未登記解消のため」とありますが詳しく説明願います。

<事務局挙手>

事務局 (金山 和弘) 渡人と受人の先代が過去に隣り合っている土地を交換した経緯があり、その際に登記をしていなかったため、今回、改めて登記するためです。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 申請番号43番、44番について、権利について「贈与」となっております。当時の先代たちが土地を「交換」したものを登記しておらず、今回、登記をし直すとの理解でよろしいでしょうか。このままだと「贈与」で許可することになりますが、「交換」での登記ではないのでしょうか。「交換」と「贈与」では、法務局での手続きも異なってきますし、当人たちは「贈与」で登記することに納得しておりますか。

事務局 (金山 和弘) 農地法第3条の規定による許可申請は「所有権移転」で許可になります。登記上の権利者その他の事項に記される原因については、法務局で決定するため、農地法第3条の許可申請に記されている「贈与」は、登記をするうえで影響がありません。

議長 (荒井 一夫) そのほか、ございますか。

質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号の申請番号42番を除く残りの5件については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 27 ページ、別冊資料説明 2、3 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。

申請番号8番、佐久山地内、転用目的は農業用施設用地です。現地の状況は現状追認ですので、居宅や納屋等が建築されておりました。周辺農地に影響はないと思われれます。

申請番号9番、末広2丁目地内、転用目的は一般住宅の建築です。現地の状況については、適正に管理されておりました。周辺は住宅街であるため周辺農地に影響はないと思われれます。以上です。

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明28、29ページ、別冊資料説明4～8ページ>

議 長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

申請番号45番、親園地内、転用目的は一般住宅建築です。現地の状況については、適正に管理されておりました。周辺農地に影響はないと思われれますので、許可することに問題ないと思われれます。

申請番号46番、上石上地内、転用目的は鉄塔新設工事に伴う工事用地並びに進入路等に利用するための一時転用です。現地の状況については、牧草の刈り取りがあり、適正に管理されておりました。周辺農地に影響はないと思われれますので、許可することに問題ないと思われれます。

申請番号47番、野崎二丁目地内、転用目的は一般住宅建築です。現地の状況については、適正に管理されておりました。周辺農地に影響はないと思われれますので、許可することに問題ないと思われれます。

申請番号48番、市野沢地内、転用目的は倉庫と駐車場です。現地の状況については、適正に管理されておりました。周辺農地に影響はないと思われれますので、許可することに問題ないと思われれます。

申請番号49番、薄葉地内、転用目的は事務所及び住宅敷地拡張のためです。現地の状況については、適正に管理されておりました。周辺農地に影響はないと思われますので、許可することに問題ないと思われます。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、申請番号49番について、許可相当とし、都市計画課の事前協議を行うこととし、申請番号49番以外の4件について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第5号は、申請番号49番について、許可相当とし、都市計画課の事前協議を行うこととし、申請番号49番以外について、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久）<総会資料説明 30、31 ページ、別冊資料説明 9～13 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第6号、非農地証明願いについて、現地を調査した結果を報告いたします。

上石上地内、申請番号39番について、現地は昭和29年には山林になっておりました。平成10年から徐々に伐採をはじめ、隣接地からの竹が侵食してきたため、竹及び残っていた木の全伐採となりました。草刈り等、隣接農地への影響を鑑み、管理を行っております。非農地となって20年以上経過しておりますので、農地に復元することは難しいと思います。証明することに問題ありません。

薄葉地内、申請番号35番について、現地は駐車場、物置として利用されており、非農地となり20年以上経過しております。農地に復元することは難しいと思います、証明することに問題ありません。

黒羽田町地内、申請番号36番について、現地は昭和58年に現住宅を建て替えて以降、宅地として利用されて、非農地となり20年以上経過しておりますので、農地に復元することは難しいと思います。証明することに問題ありません。

佐良土地内、申請番号37番について、現地は昭和52年には住宅を建築して以降、宅地として利用されており、20年以上経過しておりますので、農地に復元することは難しいと思います。証明することに問題ありません。

荻野目地内、申請番号38番について、現地は昭和50年以前から宅地や資材置き場として利用し、現在は一部竹林となっております。非農地となり20年以上経過しておりますので、農地に復元することは難しいと思います。証明することに問題ありません。以上、報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

議長（荒井 一夫） 申請番号39番について、私から補足いたします。第4回総会において非農地証明願いで上程した上石上の案件です。申請内容の説明が農業委員会に十分に伝わらないと言うことで取り下げをお願いしました。

今回、時系列で土地の利用状況や資料を整理しましたところ、山林だったことが理解できましたので案件として取り上げました。

議長（荒井 一夫） 質疑はございませんか。

<唐橋 洋子委員挙手>

唐橋 洋子委員 申請番号39番、上石上の件です。私も申請地が農地との認識はありませんでした。現地は、数年前から管理が行き届いており「非農地」と言われましてもピンときませんでした。

近隣住民にも聞き取りを行い、耕作している様子はないことを確認しましたことを申し添えます。

議長（荒井 一夫） そのほか、ございますか。質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

議長（荒井 一夫） それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議長（荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第5回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時43分 閉会